

第11章 名誉に反する罪

第1節 誣告罪

第205条 その(告発の)不実を知って、または、真実を無分別に軽視してなされた犯罪告発は誣告である。

第206条 誣告は、公衆に広がった場合は、6月から2年の禁固刑、または、12月から24月の罰金刑に処せられる、また、その他の場合は、6月から12月の罰金刑に処せられる。

第207条 誣告罪の被告人は、告発した犯罪行為を証明すると、全ての刑罰を免除される。

第2節 名誉棄損の罪

第208条 他人の尊厳を、その名声を損なって、または、その自尊心を攻撃して、傷つける行為または表現は名誉棄損である。

その性質、影響および状況により、公衆の見解で重大とみなされる名誉棄損だけが犯罪を構成する。ただし、第173条第4項の規定を害さない。

行為の告発で構成される名誉棄損は、その(行為の)不実を知って、または、真実を無分別に軽視してなされたときを除いて、重大とはみなされない。

第209条 公然となされた重大な名誉棄損は、6月から14月の罰金刑に処せられる、また、他の場合は、3月から6月の罰金刑に処せられる。

第210条 名誉棄損罪の被告人は、告発がその(公務員の)職務の行使に関連する行為または行政違反の実行に関連する行為について公務員になされたとき、告発の真実を証明すると、全ての刑罰を免除される。

第3節 一般規定

第211条 誣告および名誉棄損は、印刷物、放送または他の同様な効力を持つ手段によって拡散されるとき、公然となされたときとみなされる。

第212条 前条に係わるケースでは、誣告または名誉棄損を拡散させた情報媒体を所有する個人または法人は、連帯民事責任を負う。

第 213 条 誣告または名誉棄損が、代価、報酬または契約を介してなされた場合、裁判所は、当該犯罪について規定される刑に加えて、6 月から 2 年の期間、本法第 42 条または第 45 条に規定される個別的公権剥奪刑を科す。

第 214 条 誣告または名誉棄損の被告人が、司法当局に対して、告発の不実または確実性の欠如を認諾し、撤回した場合、裁判官または裁判所は、1 段階直前に低い刑を科す、また、前条に規定される公権剥奪刑を科さないことができる。

認諾を受けた裁判官または裁判所は、撤回の公証謄本を被害者に送付するよう命じ、被害者が要請する場合は、誣告または名誉棄損が掲載された同じ媒体で、その拡散を生じさせたと同じまたは同様なスペースで、また、判決裁判官または裁判所が示す期間、その公表を命じる。

第 215 条 (2021 年改訂) ① 何人も、犯罪被害者またはその法定代理人の告訴による場合を除いて、誣告または名誉棄損によって処罰されない。その犯行が、(公務員等の) その職務の行使に関連する行為について、公務員、当局 (* 当局の人的範囲については第 24 条参照) またはその職員に向けられるときは、職権で訴訟手続きがなされる。

② 何人も、裁判で生じた誣告または名誉棄損の訴えを、(裁判を) 審理している、または、審理した裁判官または裁判所の認可の後でなければ、提起できない。

③ 被害者の宥恕は、刑事訴訟を消滅させる。ただし、第 130 条第 1 項第 5 号第 2 段の規定を害しない。

第 216 条 誣告または名誉棄損の犯罪では、損害の回復は、裁判官または裁判所が、当事者の意見を聞いて、その目的に最も適切であると判断した時点と方式で、その犯罪で有罪判決を受けた者の費用での有罪判決 (文) の公表または流布を包含すると考えられる。